

# 松戸市国民健康保険料改定指針の策定について

# 目次

## 第1 改定指針の概要について

… 1

## 第2 松戸市国保の現状について

- (1) 国民健康保険の都道府県化 … 2
- (2) 国保事業費納付金と保険給付費の関係 … 3
- (3) 被保険者数の推移 … 4
- (4) 国保事業費納付金と保険給付費の推移 … 6
- (5) 保険料率 … 7
- (6) 保険料調定額と収納率【現年分】の推移 … 8

## 第3 松戸市国保特別会計の財政状況について

- (1) 国民健康保険特別会計の財政状況 … 9
- (2) 国民健康保険事業財政調整基金残高の推移 … 10

## 第4 実質収支改善に向けた対策について

… 11

## 第5 国・県・松戸市の動きについて

- (1) 国・県の動き①(保険料水準統一加速化プラン・運営方針) … 12
- (2) 国・県の動き②(子ども・子育て支援金制度の創設) … 13
- (3) 市の動き(松戸市財政運営の基本方針) … 14

## 第6 法定外繰入金・標準保険料率について

- (1) 解消すべき決算補填等目的の法定外繰入金 … 15
- (2) 標準保険料率と保険料率 … 16

## 第7 保険料改定の方向性について

- (1) 保険料改定の方向性 … 17
- (2) 保険料率改定による影響額と不足額(試算) … 18

## 第8 今後のスケジュールについて

… 26

# 第1 改定指針の概要について

## ■背景・目的

本市の国民健康保険は、保険料の引き上げ抑制を図るべく、（国保）財政調整基金の活用や一般会計予算からの繰入金により財政運営を行ってきました。

しかし、このような一般会計予算からの繰入金は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となるだけでなく、「第2期千葉県国民健康保険運営方針」において、令和12年度までに解消することとされていることから、当該指針は計画的に保険料率の見直しを図るため、策定するものとなります。

## ■内容

令和11年度までの松戸市国民健康保険料の改定等について

## ■対象期間

策定の日から令和12年3月31日までとする。

※「第2期千葉県国民健康保険運営方針」の対象期間に合わせる

## ■策定期間（予定）

令和8年3月末

## 第2 松戸市国保の現状について

### (1) 国民健康保険の都道府県化

国民健康保険の財政運営は、平成29年度までは市町村単位で運営を行っていましたが、平成30年度から都道府県単位となり、県と市町村が共に保険者として運営を担うこととなりました。

#### 運営の在り方

- 都道府県は市町村とともに国保の運営を担う。
- 都道府県が**財政運営の責任主体**となり、国保運営の中心的な役割を担い、制度を安定化させる。
- 都道府県は**統一的な運営方針**を示し、市町村の業務効率化、標準化、広域化を推進する。

|                | 都道府県の主な役割                               | 市町村の主な役割                               |
|----------------|-----------------------------------------|----------------------------------------|
| 1 財政運営         | <b>責任主体</b><br><b>市町村ごとの国保事業費納付金を決定</b> | <b>国保事業費納付金を都道府県に納付</b>                |
| 2 資格管理         | 国保運営方針に基づく、事務の効率化、標準化、広域化を推進            | 被保険者資格の管理                              |
| 3 保険料の決定、賦課・徴収 | <b>市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</b>               | <b>標準保険料率等を参考に保険料率を決定</b><br>保険料の賦課・徴収 |
| 4 保険給付         | 給付に必要な費用を市町村に支払い                        | 保険給付の決定                                |
| 5 保健事業         | 市町村への助言・支援                              | 保健事業の実施                                |

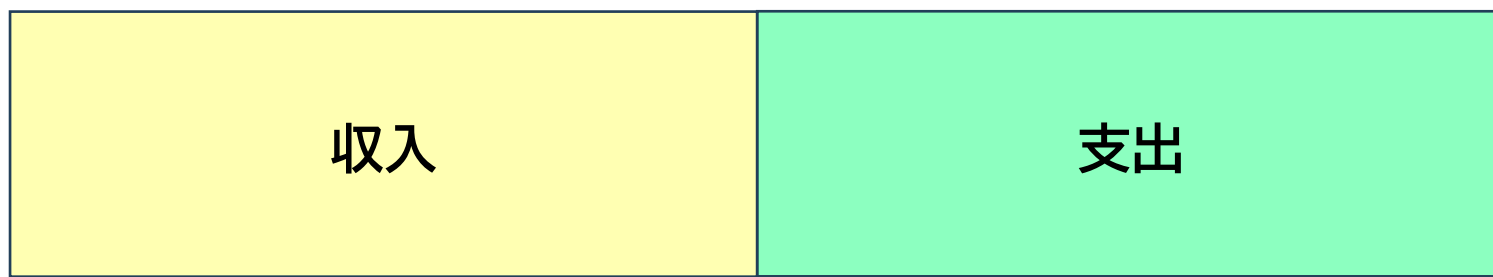
## (2) 国保事業費納付金と保険給付費の関係

平成30年度から始まった国保都道府県化により、県は、県全体の医療費等の推計を行い、市町村ごとの国保事業費納付金を決定することとなりました。

そのため、市町村は、県に納付金を支払うことで保険給付費を交付金として支払われる仕組みとなりました。

【都道府県】

54市町村



②納付金

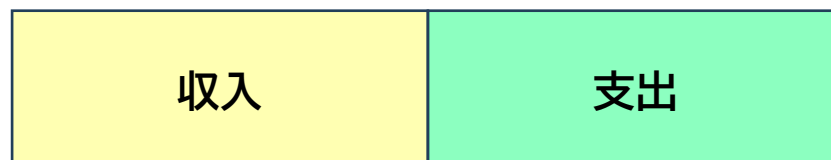
財源：保険料等

③交付金

財源：納付金等

【市町村】

松戸市



①保険料

加入者  
(被保険者)

④医療費（保険給付費）

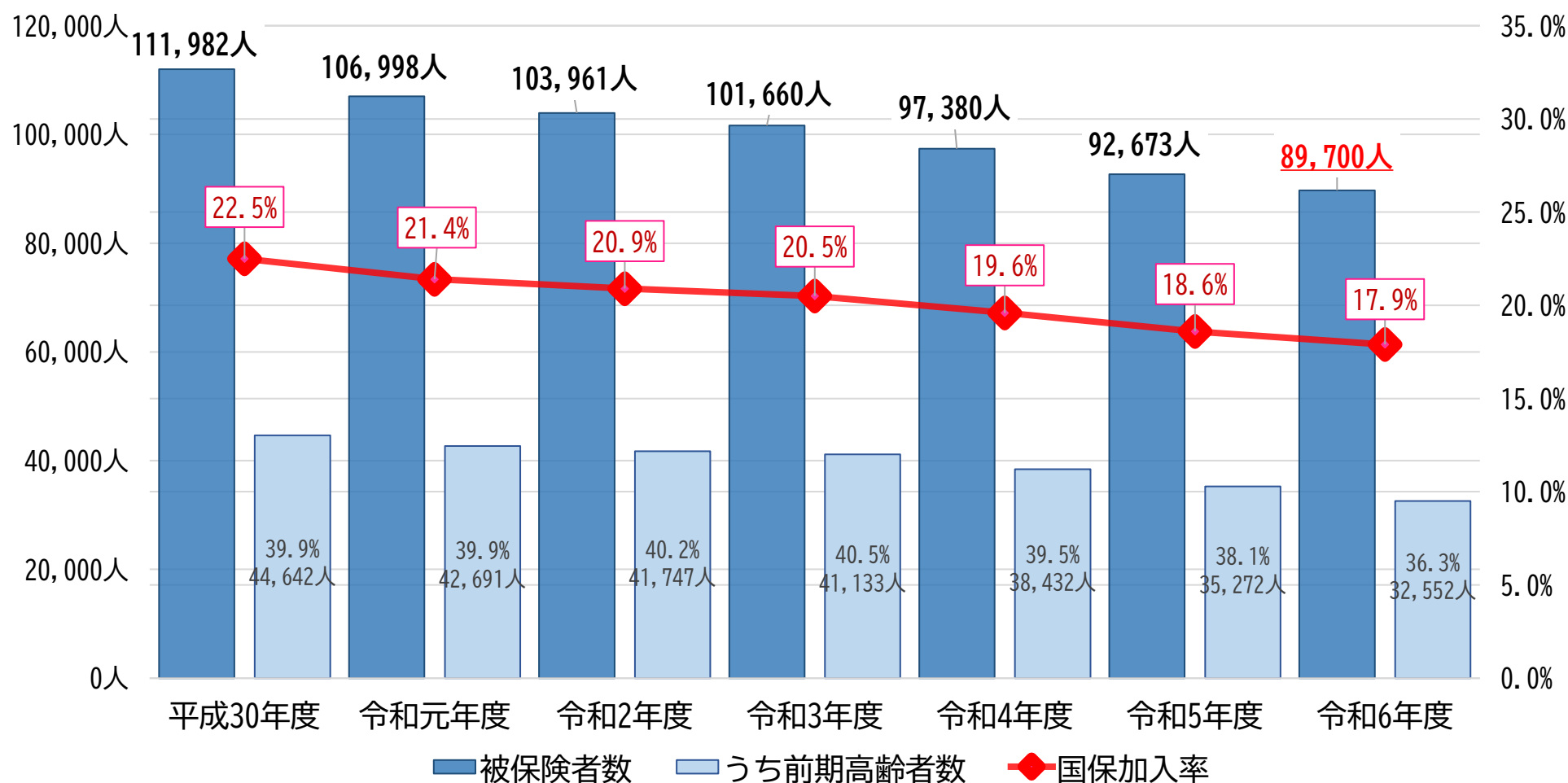
財源：交付金

【凡例】



= お金の流れ

### (3) 被保険者数の推移



#### point

**被保険者数は、**年々減少しており、その主な要因は75歳到達による後期高齢者医療制度への移行である。本市の国民健康保険制度を支える、被保険者は、令和6年度で89,700人（年度平均）となっており、**今後ますます減少**することが予想される。

## (参考)各保険者との比較【国全体】

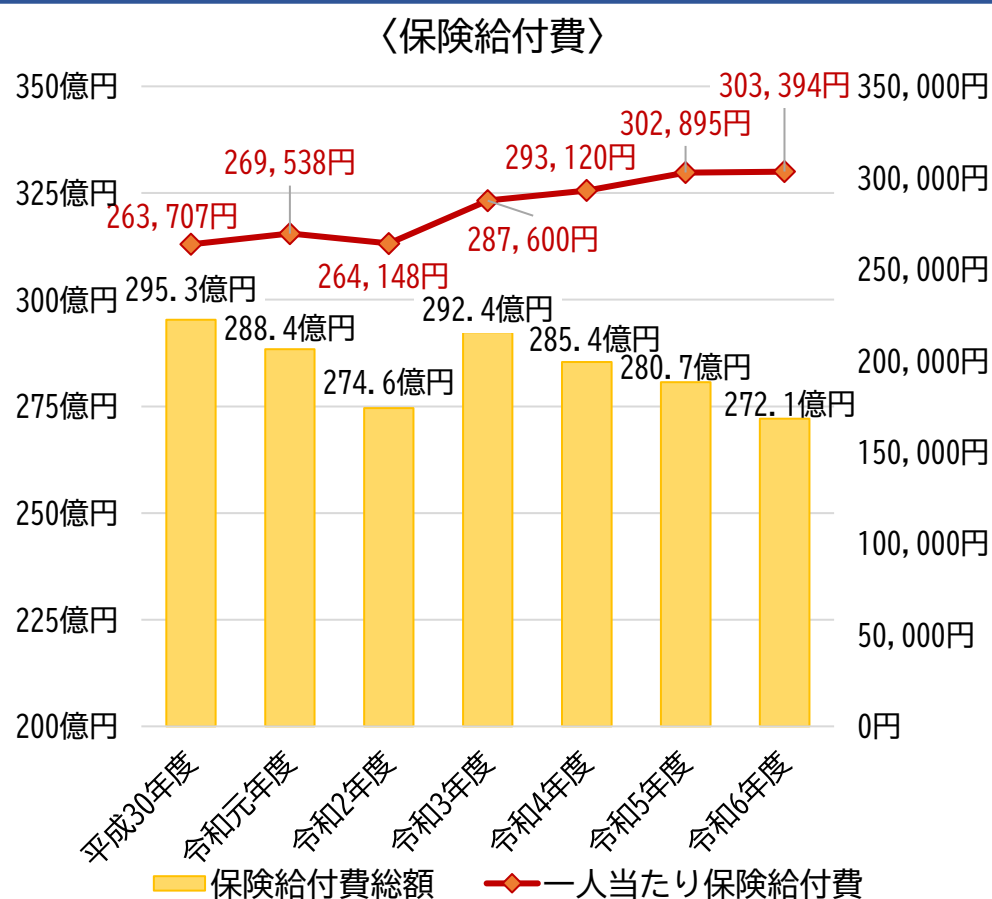
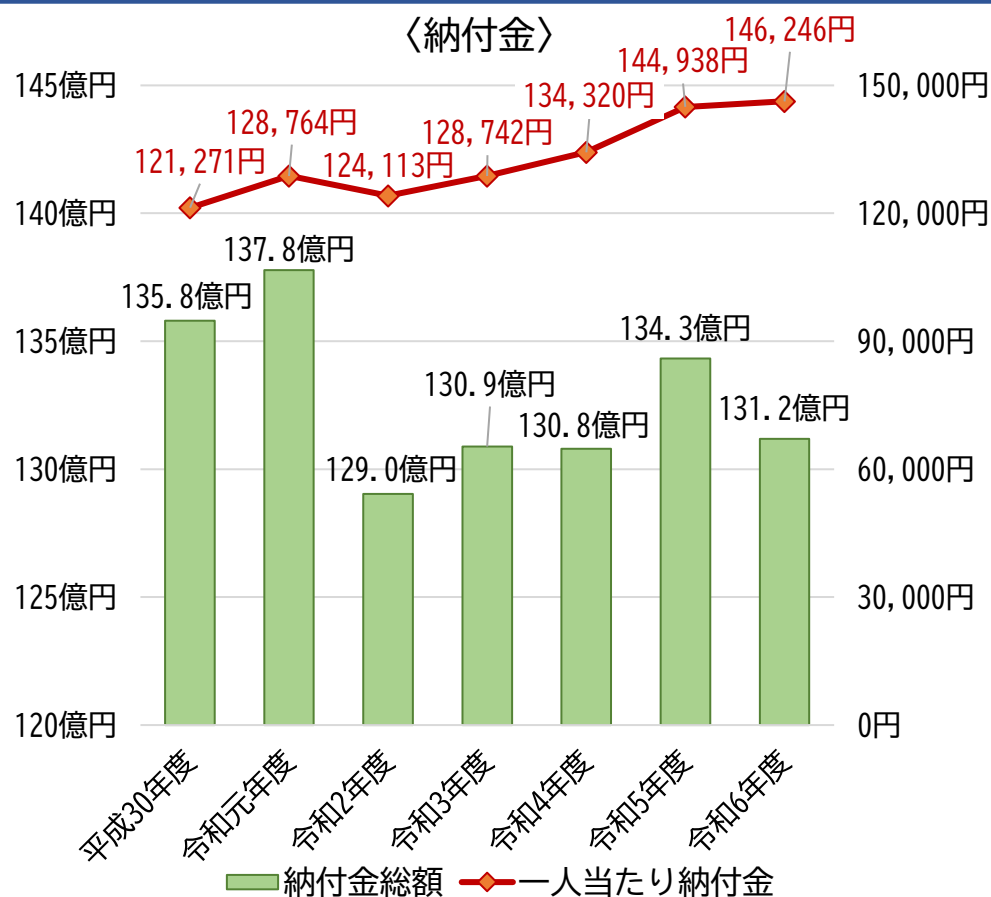
|                        | 市町村国保   | 協会けんぽ   | 組合健保    | 共済組合   |
|------------------------|---------|---------|---------|--------|
| 保険者数<br>(令和5年3月末)      | 1,716   | 1       | 1,383   | 85     |
| 加入者数<br>(令和5年3月末)      | 2,413万人 | 3,944万人 | 2,820万人 | 982万人  |
| 加入者平均年齢<br>(令和4年度9月末)  | 54.2歳   | 38.9歳   | 35.9歳   | 33.1歳  |
| 65歳～74歳の割合<br>(令和4年度)  | 44.6%   | 8.2%    | 3.5%    | 2.4%   |
| 加入者一人当たり医療費<br>(令和4年度) | 40.6万円  | 20.4万円  | 18.4万円  | 18.5万円 |

出典：令和6年度全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料

### point

国民健康保険は、他保険（後期高齢者医療制度を除く）と比べ、平均年齢が54.2歳と高くなっており、65歳から74歳の加入者が44.6%を占めている。  
そのため、一人当たり医療費は、他保険の約2倍高くなっている。

## (4) 国保事業費納付金と保険給付費の推移



### point

平成30年度からの都道府県化により、市は、県に納付金を支払うことで、保険給付に要する費用が交付金として県から支払われることとなった。**一人当たり保険給付費は、令和2年度**には新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時的に減少したものの、高齢化や医療の高度化等により増加傾向にあり、**今後も増加**することが予想される。これに伴い、一人当たり納付金も今後ますます増加することが予想される。



## (5) 保険料率

〈本市の保険料率〉

| 区分            |       | 平成30年度   | 令和元年度    | 令和2年度    | 令和3年度    | 令和4年度      | 令和5年度      | 令和6年度      | 令和7年度      |
|---------------|-------|----------|----------|----------|----------|------------|------------|------------|------------|
| 医療給付費分        | 所得割率  | 7.52%    | 7.52%    | 7.52%    | 7.52%    | 7.52%      | 7.52%      | 7.62%      | 7.62%      |
|               | 均等割額  | 19,500円  | 19,500円  | 19,500円  | 19,500円  | 19,500円    | 19,500円    | 21,000円    | 21,000円    |
|               | 平等割額  | 18,000円  | 18,000円  | 18,000円  | 18,000円  | 18,000円    | 18,000円    | 18,000円    | 18,000円    |
|               | 賦課限度額 | 580,000円 | 610,000円 | 630,000円 | 630,000円 | 650,000円   | 650,000円   | 650,000円   | 660,000円   |
| 後期高齢者<br>支援金分 | 所得割率  | 2.24%    | 2.24%    | 2.24%    | 2.24%    | 2.24%      | 2.24%      | 2.62%      | 2.62%      |
|               | 均等割額  | 6,000円   | 6,000円   | 6,000円   | 6,000円   | 8,000円     | 8,000円     | 12,000円    | 12,000円    |
|               | 賦課限度額 | 190,000円 | 190,000円 | 190,000円 | 190,000円 | 200,000円   | 220,000円   | 240,000円   | 260,000円   |
| 介護納付金分        | 所得割率  | 1.61%    | 1.61%    | 1.61%    | 1.61%    | 1.61%      | 1.61%      | 1.81%      | 1.81%      |
|               | 均等割額  | 12,900円  | 12,900円  | 12,900円  | 12,900円  | 12,900円    | 12,900円    | 15,000円    | 15,000円    |
|               | 賦課限度額 | 160,000円 | 160,000円 | 170,000円 | 170,000円 | 170,000円   | 170,000円   | 170,000円   | 170,000円   |
| 計             | 所得割率  | 11.37%   | 11.37%   | 11.37%   | 11.37%   | 11.37%     | 11.37%     | 12.05%     | 12.05%     |
|               | 均等割額  | 38,400円  | 38,400円  | 38,400円  | 38,400円  | 40,400円    | 40,400円    | 48,000円    | 48,000円    |
|               | 平等割額  | 18,000円  | 18,000円  | 18,000円  | 18,000円  | 18,000円    | 18,000円    | 18,000円    | 18,000円    |
|               | 賦課限度額 | 930,000円 | 960,000円 | 990,000円 | 990,000円 | 1,020,000円 | 1,040,000円 | 1,060,000円 | 1,090,000円 |

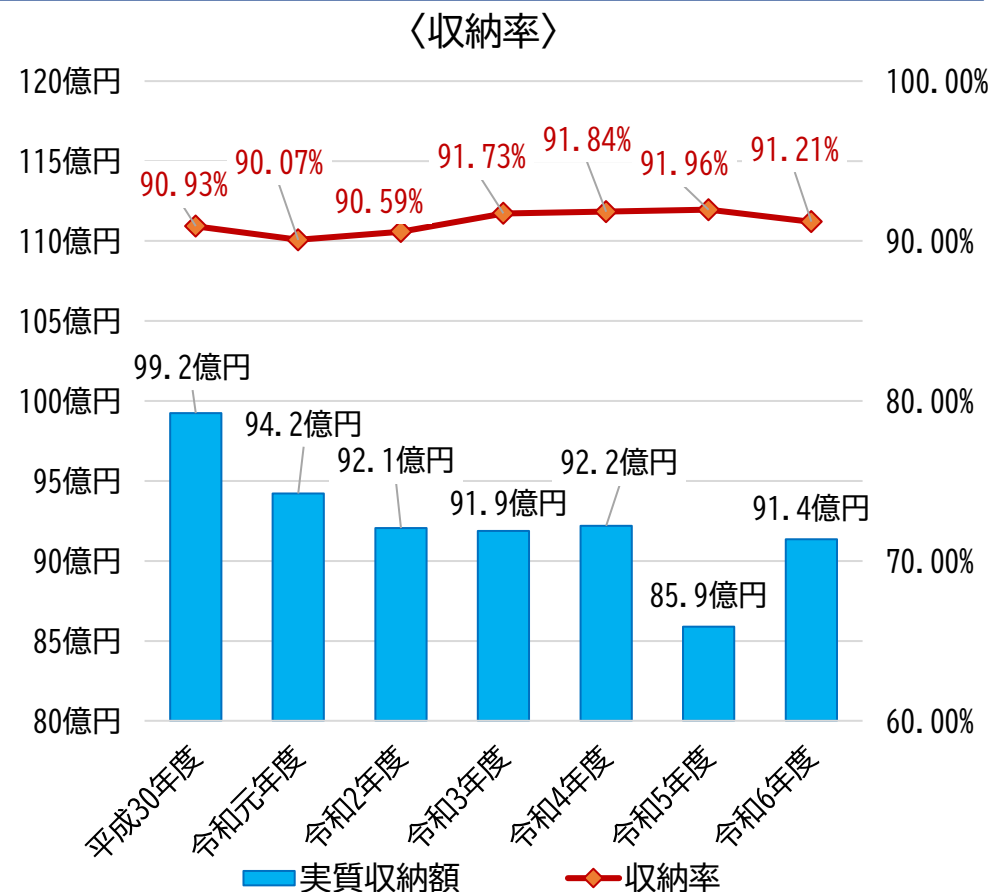
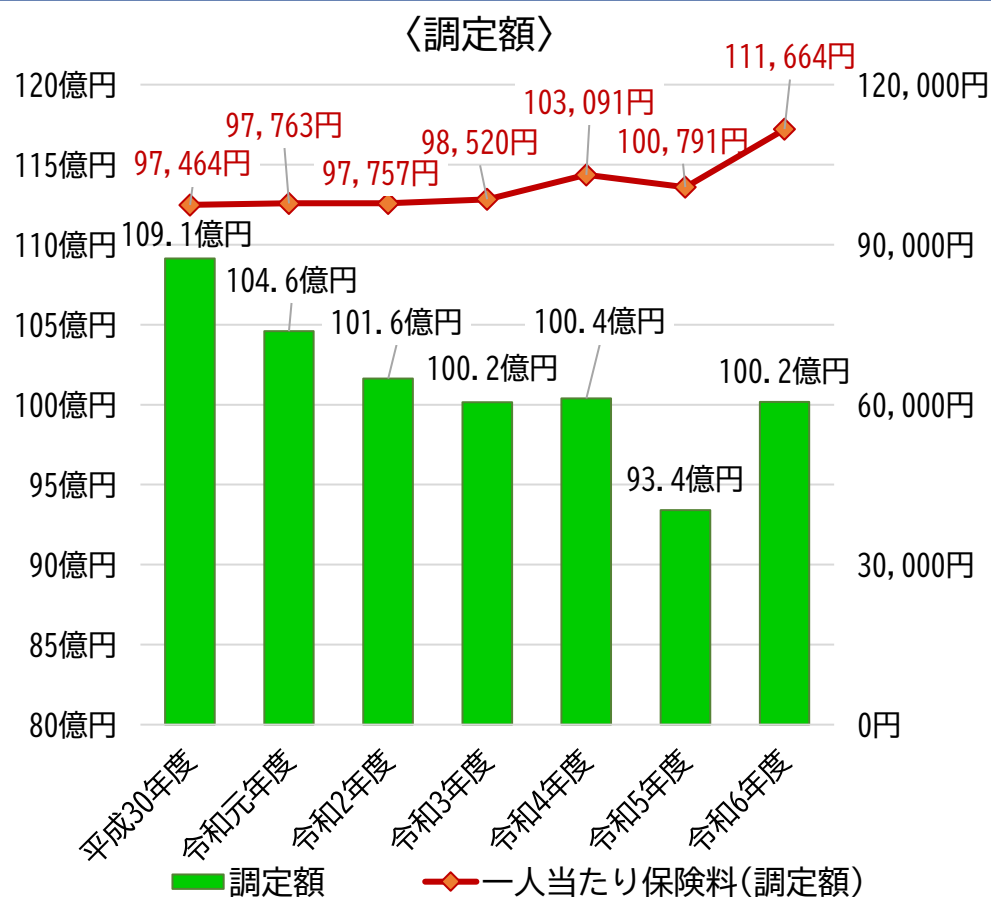
注1) 下線部=前年度から変更となっている部分

注2) 赤線部=保険料率の引き上げを実施した部分

### point

本市の保険料率は、(国保)財政調整基金を活用することで平成21年度から据え置いてきたが、令和4年度に基金の枯渇が見込まれたため、引き上げを実施することとなった。  
以降、令和6年度にも一人当たり影響額が約7,500円となるよう料率の引き上げを実施したが、それでも保険料収入が不足する額は一般会計から基金に積み立て、活用している状況である。

## (6) 保険料調定額と収納率【現年分】の推移



注) 収納率=実質収納額/調定額 ※円単位にて計算

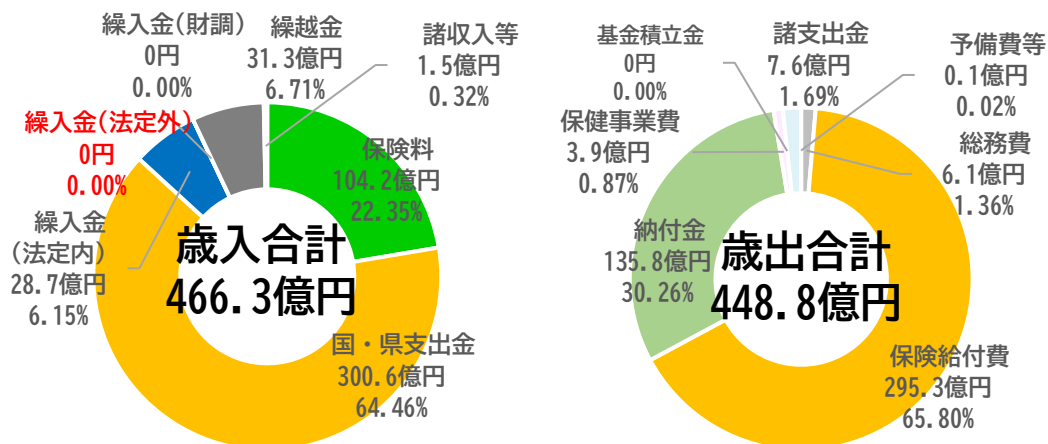
### point

本市は、令和4年度と令和6年度に保険料率の引き上げを実施していることから、令和4年度と令和6年度の一人当たり保険料は前年度から増額となっている。令和6年度は、一人当たり約7,500円の影響額となるよう引き上げを実施したが、影響額以上増額となっており、要因として全体的に所得が伸びていることが考えられる。収納率は、概ね横ばいとなっている。

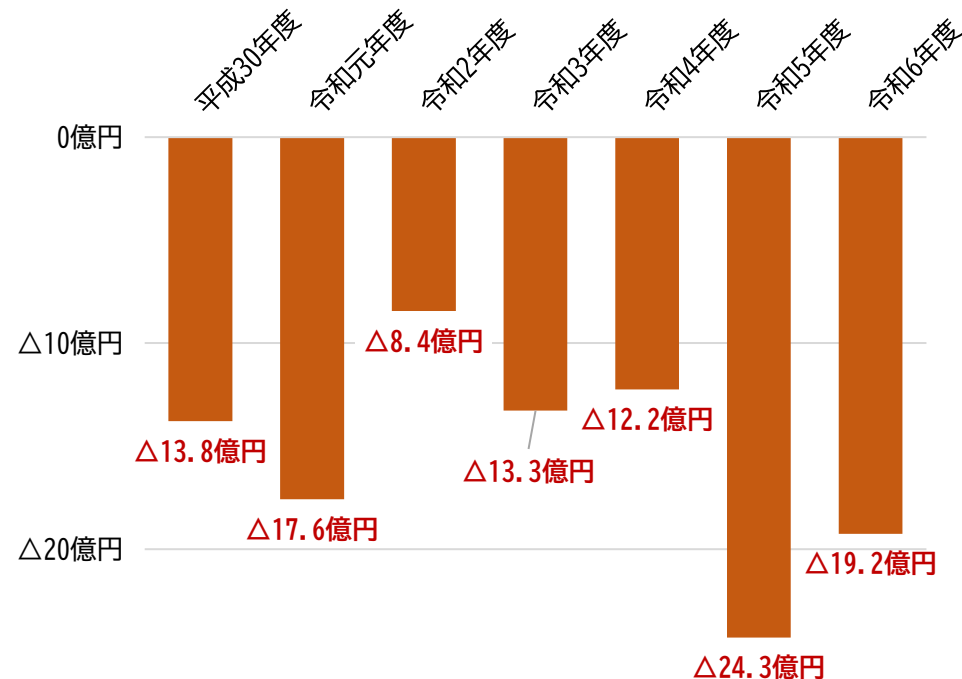
# 第3 松戸市国保特別会計の財政状況について

## (1) 国民健康保険特別会計の財政状況

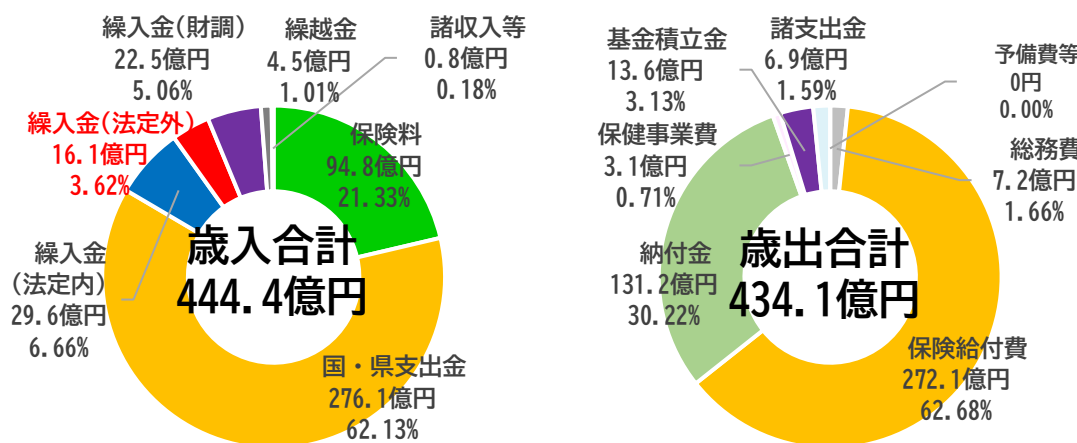
### 【平成30年度決算状況】 歳入歳出差引額(形式的収支) = 17.5億円



### 〈単年度国民健康保険実質収支〉



### 【令和6年度決算状況】 歳入歳出差引額(形式的収支) = 10.3億円



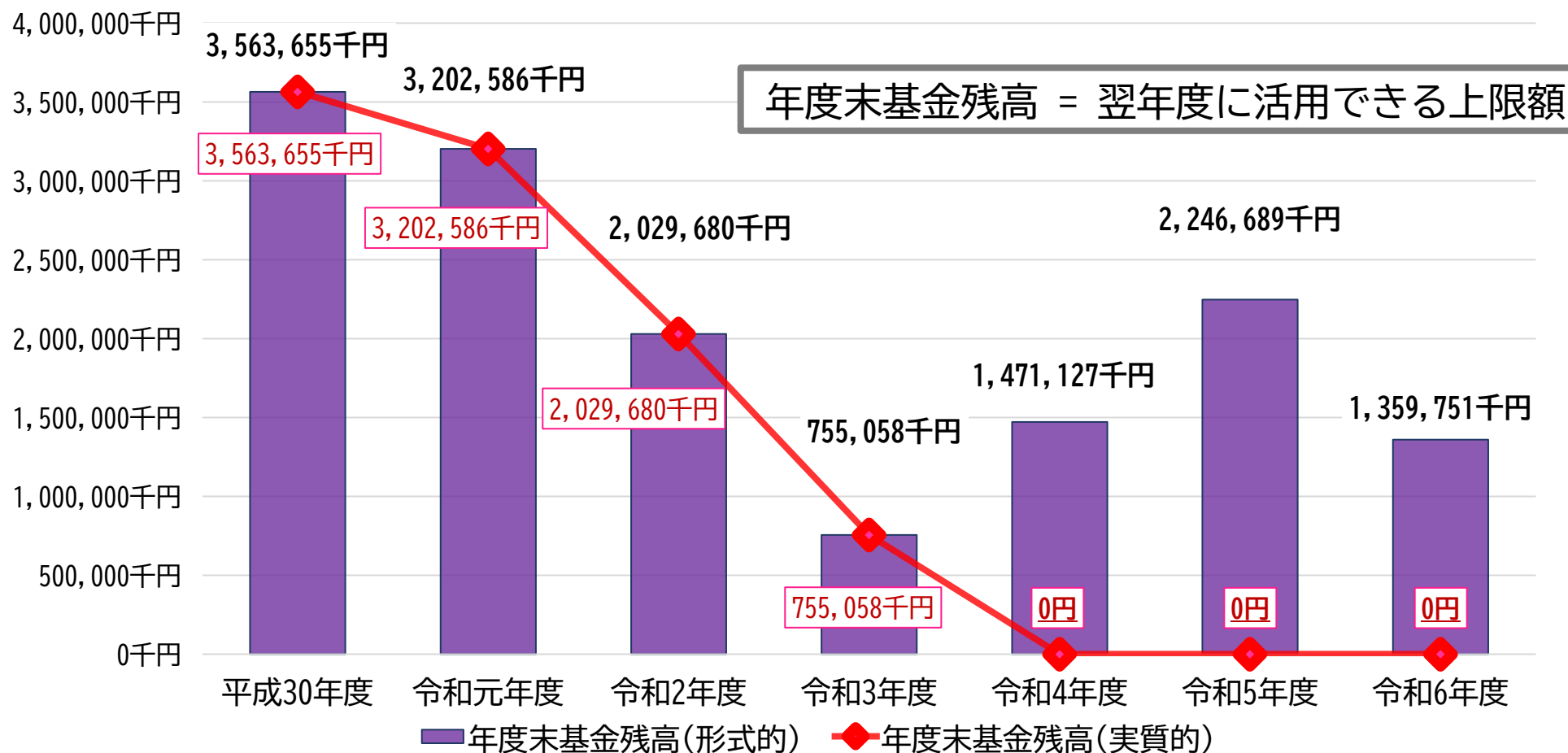
(計算式)

$$\begin{aligned} \text{単年度国保会計実質収支} = & \text{歳入歳出差引額} - \text{前年度繰越金} \\ & + \text{基金積立金} - \text{基金取崩額} \\ & - \text{一般会計繰入金のうち法定外繰入金} \end{aligned}$$

### point

平成30年度・令和6年度どちらも形式的収支は黒字となっているが、前年度繰越金や法定外繰入金等を差し引いた、**単年度実質収支は赤字**となっている。

## (2) 国民健康保険事業財政調整基金残高の推移



### point

本市の国民健康保険事業財政調整基金は、令和4年度に枯渇する状況となった。そのため、令和4年度、令和6年度に保険料率の引き上げを実施したが、それでも、保険料収入が不足する額は、一般会計予算を活用し、(国保)財政調整基金に積み立てることで財政運営を行っている。本市の実質的な(国保)財政調整基金は0となっている。

# 第4 実質収支改善に向けた対策について

## I 医療費適正化施策

- 特定健診未受診者へのAI・ナッジ理論を活用したSMSによる受診勧奨
- 糖尿病・CKD(慢性腎臓病)重症化予防プログラムに基づくハイリスクアプローチ

## II 保険料収納率向上対策

- 「口座振替登録手続」の推奨
- 「協力要請制度」の活用による外国人滞納者に係る入管との情報連携

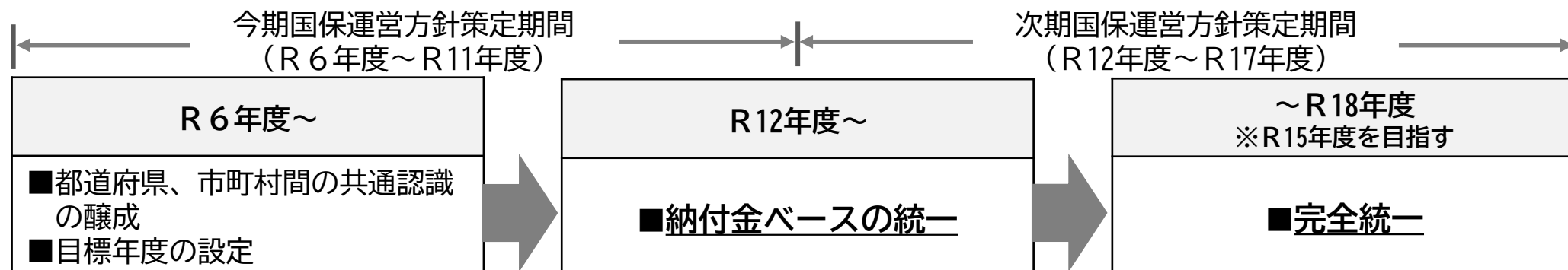
## III 国への要望

- 「持続可能な国民健康保険制度を確立するため、国による財政支援を拡充すること」
- 「低所得者世帯や子育て世帯に対する負担軽減策を国の責任と負担において、さらに拡充・強化すること」

# 第5 国・県・松戸市の動きについて

## (1) 国・県の動き① (保険料水準統一加速化プラン・運営方針)

### 【国】「保険料水準統一加速化プラン」 R 6. 6 策定



#### 【統一の定義】

##### 〈納付金ベースの統一〉

各市町村の納付金に各市町村の医療費水準を反映させないこと。

令和12年度保険料算定までの達成年度を目標とする。

今期国保運営方針の中間見直し年度の前年(令和8年)に向けた取組みの加速化を進める。

##### 〈完全統一〉

同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とすること。

次期国保運営方針期間(令和12～17年度)の中間年度(令和15年度)までの移行を目指しつつ、遅くとも、令和17年度(令和18年度保険料算定)までの移行を目標とする。

### 【県】「第2期千葉県国民健康保険運営方針」 R 6. 3 策定

- 「完全統一を目指す」※目標年度は令和8年度の中間見直しにて記載予定
- 「令和11年度に納付金ベースの統一を行う」
- 「令和12年度までに一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入金の解消」



## (2) 国・県の動き② (子ども・子育て支援金制度の創設)

### 【国】子ども・子育て支援金制度の創設 R8～施行

⇒全世代・前経済主体が子育て世代を支える、新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、出産・子育て応援給付金の制度化、共働き・共育てを推進するための経済支援等の費用に充てるため、医療保険者は、被保険者数から保険料を徴収し、県に納付金を支払うこととなる。

こども家庭庁による試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

|                   | 加入者一人当たり支援金額                            |                                         |                                         | (参考) 加入者一人当たり<br>医療保険料額<br>(令和3年度実績)<br>(2)   |
|-------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------|
|                   | 令和8年度見込み額                               | 令和9年度見込み額                               | 令和10年度見込み額 (1)                          |                                               |
| 全制度平均             | <b>250円</b>                             | <b>350円</b>                             | <b>450円</b>                             | 9,500円                                        |
| 被用者保険             | <b>300円</b><br>〔(参考) 被保険者一人当たり<br>450円〕 | <b>400円</b><br>〔(参考) 被保険者一人当たり<br>600円〕 | <b>500円</b><br>〔(参考) 被保険者一人当たり<br>800円〕 | <b>10,800円</b><br>〔(参考) 被保険者一人当たり<br>17,900円〕 |
| 協会けんぽ             | <b>250円</b><br>〔(参考) 被保険者一人当たり<br>400円〕 | <b>350円</b><br>〔(参考) 被保険者一人当たり<br>550円〕 | <b>450円</b><br>〔(参考) 被保険者一人当たり<br>700円〕 | <b>10,200円</b><br>〔(参考) 被保険者一人当たり<br>16,300円〕 |
| 健保組合              | <b>300円</b><br>〔(参考) 被保険者一人当たり<br>500円〕 | <b>400円</b><br>〔(参考) 被保険者一人当たり<br>700円〕 | <b>500円</b><br>〔(参考) 被保険者一人当たり<br>850円〕 | <b>11,300円</b><br>〔(参考) 被保険者一人当たり<br>19,300円〕 |
| 共済組合              | <b>350円</b><br>〔(参考) 被保険者一人当たり<br>550円〕 | <b>450円</b><br>〔(参考) 被保険者一人当たり<br>750円〕 | <b>600円</b><br>〔(参考) 被保険者一人当たり<br>950円〕 | <b>11,800円</b><br>〔(参考) 被保険者一人当たり<br>21,600円〕 |
| 国民健康保険<br>(市町村国保) | <b>250円</b><br>〔(参考) 一世帯当たり<br>350円〕    | <b>300円</b><br>〔(参考) 一世帯当たり<br>450円〕    | <b>400円</b><br>〔(参考) 一世帯当たり<br>600円〕    | <b>7,400円</b><br>〔(参考) 一世帯当たり<br>11,300円〕     |
| 後期高齢者<br>医療制度     | <b>200円</b>                             | <b>250円</b>                             | <b>350円</b>                             | 6,300円                                        |

支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、こども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）についての均等割額は全額軽減。

# (3) 市の動き (松戸市財政運営の基本方針)

## 【市】「松戸市財政運営の基本方針」

令和7年8月22日開催全員協議会「松戸市財政運営の基本方針」資料抜粋（財務部作成）

〇市長公約における「財政の健全化と透明化」を掲げた背景について

① 財政調整基金(市の貯金)が明らかに減り続けている。【R3:157.2億円 → R4:129.9億円 → R5:107.3億円 → **R6:80.7億円**】

**Point 1** 総合計画策定時の方針と現状の財政推計の乖離により、実質単年度収支の赤字を前年度繰越金や財政調整基金を活用しながら政策を推進してきた。



外部環境の急激な変化が重なった

- ①物価高騰による資材費、人件費の上昇により事業費が急増している。
- ②国民健康保険の保険料収入の赤字繰出金が毎年発生している。(R4～R6累計約52億円)
- ③総合医療センターの収支の悪化により、将来にわたって新たに一般会計からのルール外繰出金が必要になる可能性がある。(R8～R10累計約73億円)

### ① 財政調整基金(市の貯金)の減少

〇このままでは、予期せぬ支出への対応が難しくなる可能性があります。

※安定的な運営を図るために設けられる基金であり、この基金が著しく減少することは、財政運営に大きなリスクをもたらす。

### ② 経常収支比率の上昇

〇新しい事業への取組みや将来のための「投資」に制約が出てくる可能性があります。

※経常的な支出(人件費・扶助費・公債費等)が経常的な歳入(市税・交付税等)でどの程度賄えているかを示す指標。

### ③ 実質単年度収支の赤字の進行

〇将来的に赤字が続くと、財政のバランスを保つことが難しくなる可能性があります。

※この数値が黒字であれば、その年度において自らの収入の範囲で健全に財政運営ができていることを示し、赤字であれば収入だけでは支出を賄いきれておらず、前年度繰越金と財政調整基金の取崩しに依存している状況となる。

### Point 2

- I. 本市を元気にし、特色のあるまちに発展させるためには、大型事業や新たな取組みもしっかり進めていくことが重要である。
- II. しかしながら、このまま全ての大型事業を計画通りに進め、かつ国民健康保険特別会計・病院事業会計への補てん的な繰出金が続くと将来の財政運営に大きな負担をきたす可能性がある。

元気で特色のある松戸市を目指し、将来にわたって必要な投資をしっかり進めていくため、  
2つの基本方針を打っていく

① 実質単年度収支黒字化  
3か年計画(R8～R10)

② 大型事業の実施時期の整理

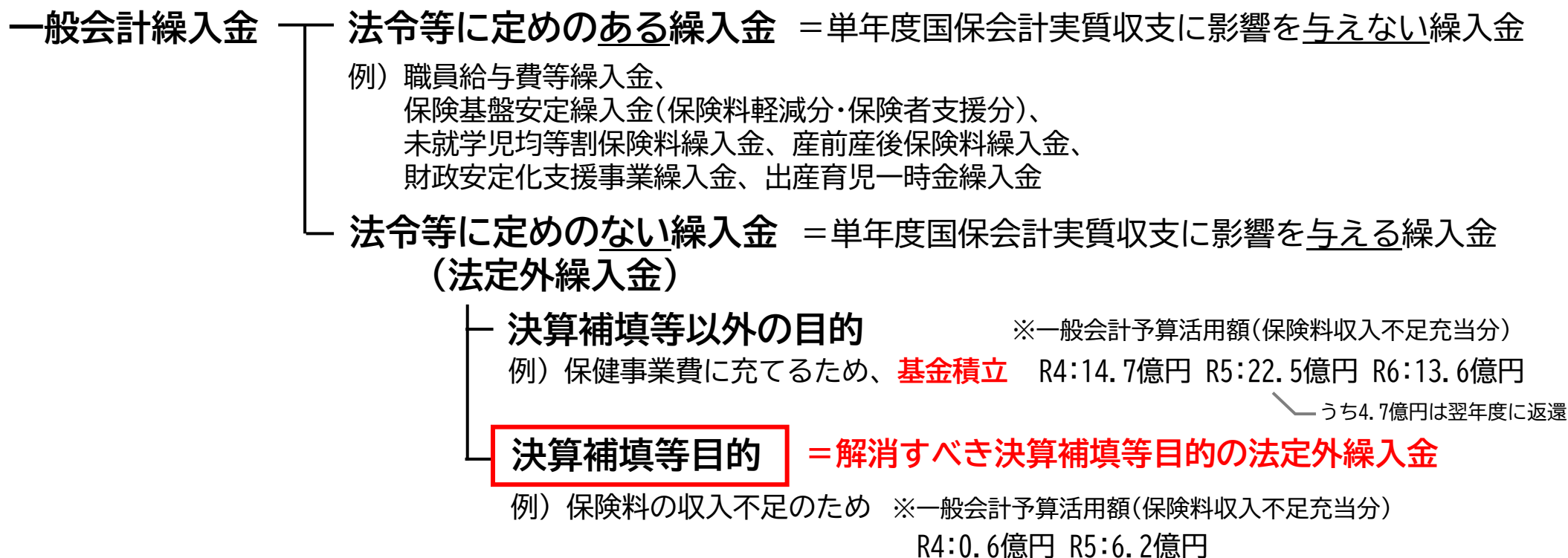
令和7年8月22日に全員協議会が開催され、「松戸市財政運営の基本方針」の中で『実質単年度収支黒字化3か年計画(R8～**R10**)』が打ち出された。



# 第6 法定外繰入金・標準保険料率について

## (1) 解消すべき決算補填等目的の法定外繰入金

国民健康保険事業における一般会計からの繰入金は以下のように分類されます。

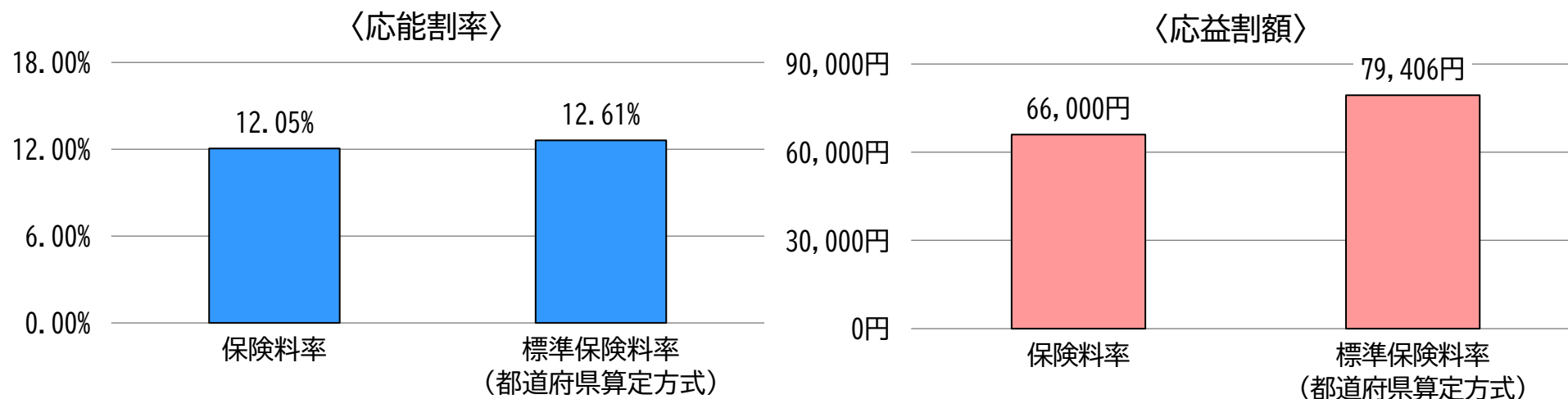


本市では、翌年度の保険料収入不足に充てるため、補正予算にて一般会計予算を活用して基金積立を実施しているが、国・県が掲げる「解消すべき決算補填等目的の法定外繰入金」と合わせて、『**赤字繰入(額)**』と位置付ける。

## (2) 標準保険料率と保険料率

平成30年度からの都道府県化により、市は、県が算定する標準保険料率（＝納付金を支払うために必要な保険料率）を参考に保険料率を決定することとなりました。

「赤字繰入」を解消するためには、保険料率を標準保険料率に近づけることが求められます。



| 令和7年度         |                  |      | 保険料率<br>(予定)<br>【A】 | 標準保険料率<br>(都道府県算定方式)<br>【B】 | 差<br>【A】 - 【B】 |
|---------------|------------------|------|---------------------|-----------------------------|----------------|
| 医療給付費分        | 応能割率             | 所得割率 | 7.62%               | 7.29%                       | + 0.33%        |
|               | 応益割額             | 均等割額 | 21,000円             | 44,495円                     | △ 23,495円      |
|               |                  | 平等割額 | 18,000円             | -                           | + 18,000円      |
| 後期高齢者<br>支援金分 | 応能割率             | 所得割率 | 2.62%               | 2.88%                       | △ 0.26%        |
|               | 応益割額             | 均等割額 | 12,000円             | 17,308円                     | △ 5,308円       |
| 介護納付金分        | 応能割率             | 所得割率 | 1.81%               | 2.44%                       | △ 0.63%        |
|               | 応益割額             | 均等割額 | 15,000円             | 17,603円                     | △ 2,603円       |
| 合計            | 応能割率(所得割)        |      | 12.05%              | 12.61%                      | △ 0.56%        |
|               | 応益割額(均等割額 + 平等割) |      | 66,000円             | 79,406円                     | △ 13,406円      |

# 第7 保険料改定の方角性について

## (1) 保険料改定の方角性

国・県・市の方角、財政状況を踏まえると、松戸市の国民健康保険事業は、**令和10年度までに赤字繰入を解消**しなければなりません。

しかしながら、令和10年度に一気に保険料率を引き上げることは、被保険者の急激な負担増となるため現実的ではありません。

また、令和8年度から子ども・子育て支援金分が追加され、料率の改定を実施することとなるため、令和8年度に改定することを前提に、以下のとおり、試算を行いました。

なお、現時点において、県から子ども・子育て支援金分に係る事業費納付金が表示されていないため、当該金額は、含めない金額となっています。

① 隔年の場合 令和8年度 1,390円程度／期

② 毎年の場合 令和8年度 930円程度／期

## (2) 保険料率改定による影響額と不足額（試算）

【前提条件】 R7.6当初賦課時点の保険料調定額を加味。R8から施行される子ども・子育て支援金は勘案しない。

（参考）仮に引き上げを行わなかった場合

| 年度              | 令和7年度<br>予算 | 令和8年度<br>推計 | 令和9年度<br>推計 | 令和10年度<br>推計 | 令和11年度<br>推計 | 令和12年度<br>推計 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 引き上げ影響額         | -           | -           | -           | -            | -            | -            |
| 不足額<br>(=赤字繰入額) | 13.6億円      | 16.8億円      | 19.3億円      | 21.6億円       | 23.8億円       | 25.9億円       |

不足額計  
=121億円

① 隔年の場合 令和8年度 1,390円程度／期

| 年度              | 令和7年度<br>予算 | 令和8年度<br>推計 | 令和9年度<br>推計 | 令和10年度<br>推計 | 令和11年度<br>推計 | 令和12年度<br>推計 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 引き上げ影響額         | -           | 11.4億円      | -           | 10.8億円       | 2.8億円        | 2.8億円        |
| 不足額<br>(=赤字繰入額) | 13.6億円      | 5.4億円       | 8.2億円       |              |              |              |

不足額計  
=27.2億円

② 毎年の場合 令和8年度 930円程度／期

| 年度              | 令和7年度<br>予算 | 令和8年度<br>推計 | 令和9年度<br>推計 | 令和10年度<br>推計 | 令和11年度<br>推計 | 令和12年度<br>推計 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 引き上げ影響額         | -           | 7.6億円       | 7.4億円       | 7.2億円        | 2.8億円        | 2.8億円        |
| 不足額<br>(=赤字繰入額) | 13.6億円      | 9.2億円       | 4.5億円       |              |              |              |

不足額計  
=27.3億円

# (参考) 仮に引き上げを行わなかった場合

【前提条件】 R7.6当初賦課時点の保険料調定額を加味。R8から施行される子ども・子育て支援金は勘案しない。

| 年度                   | 令和6年度       | 令和7年度       | 令和8年度       | 令和9年度       | 令和10年度      | 令和11年度      | 令和12年度      |
|----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|                      | 決算          | 予算          | 推計          | 推計          | 推計          | 推計          | 推計          |
| 被保険者数【A】             | 89,700人     | 85,863人     | 82,391人     | 80,132人     | 77,822人     | 75,458人     | 73,043人     |
| 標準保険料額【B】            | 130,796円    | 133,056円    | 136,595円    | 140,228円    | 143,958円    | 147,787円    | 151,718円    |
| 引き上げ前保険料額【C】         |             | 116,197円    | 116,197円    | 116,197円    | 116,197円    | 116,197円    | 116,197円    |
| 引き上げ額【D】             | 7,500円      | 0円          | 0円          | 0円          | 0円          | 0円          | 0円          |
| 引き上げ後保険料額【E = C + D】 | 111,664円    | 116,197円    | 116,197円    | 116,197円    | 116,197円    | 116,197円    | 116,197円    |
| 乖離額【F = B - E】       | 19,132円     | 16,859円     | 20,398円     | 24,031円     | 27,761円     | 31,590円     | 35,521円     |
| 不足額【G = A × F】       | 2,246,689千円 | 1,359,751千円 | 1,680,612千円 | 1,925,652千円 | 2,160,417千円 | 2,383,718千円 | 2,594,560千円 |

- 被保険者数【A】 …令和6年度は確定値。令和7年度は当初予算見込み。令和8年度以降は推計値。
- 標準保険料額【B】 …令和6年度・令和7年度は確定値。令和8年度以降は推計値。
- 引き上げ前保険料額【C】 …令和7年度以降は、令和7年6月末時点の当初賦課における調定額を基礎として算出。
- 乖離額【F】 …引き上げ後保険料額【E】が、標準保険料額【B】に満たない分。
- 不足額【G】 …令和6年度・令和7年度は、【A × F】ではなく(国保)財政調整基金繰入金の数値。

# (参考) ① 隔年の場合 令和8年度 1,390円程度／期

【前提条件】R7.6当初賦課時点の保険料調定額を加味。R8から施行される子ども・子育て支援金は勘案しない。

| 年度                       | 令和6年度<br>決算 | 令和7年度<br>予算 | 令和8年度<br>推計 | 令和9年度<br>推計 | 令和10年度<br>推計 | 令和11年度<br>推計 | 令和12年度<br>推計 |
|--------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 被保険者数<br>【A】             | 89,700人     | 85,863人     | 82,391人     | 80,132人     | 77,822人      | 75,458人      | 73,043人      |
| 標準保険料額<br>【B】            | 130,796円    | 133,056円    | 136,595円    | 140,228円    | 143,958円     | 147,787円     | 151,718円     |
| 引き上げ前保険料額<br>【C】         |             | 116,197円    | 116,197円    | 130,077円    | 130,077円     | 143,958円     | 147,787円     |
| 引き上げ額<br>【D】             | 7,500円      | 0円          | 13,880円     | 0円          | 13,881円      | 3,829円       | 3,931円       |
| 引き上げ後保険料額<br>【E = C + D】 | 111,664円    | 116,197円    | 130,077円    | 130,077円    | 143,958円     | 147,787円     | 151,718円     |
| 乖離額<br>【F = B - E】       | 19,132円     | 16,859円     | 6,518円      | 10,151円     | 0円           | 0円           |              |
| 不足額<br>【G = A × F】       | 2,246,689千円 | 1,359,751千円 | 537,025千円   | 813,420千円   | 0千円          | 0千円          |              |

- 被保険者数【A】 …令和6年度は確定値。令和7年度は当初予算見込み。令和8年度以降は推計値。
- 標準保険料額【B】 …令和6年度・令和7年度は確定値。令和8年度以降は推計値。
- 引き上げ前保険料額【C】 …令和7年度以降は、令和7年6月末時点の当初賦課における調定額を基礎として算出。
- 乖離額【F】 …引き上げ後保険料額【E】が、標準保険料額【B】に満たない分。
- 不足額【G】 …令和6年度・令和7年度は、【A × F】ではなく(国保)財政調整基金繰入金の数値。

## (参考) ② 毎年の場合 令和8年度 930円程度／期

【前提条件】 R7.6当初賦課時点の保険料調定額を加味。R8から施行される子ども・子育て支援金は勘案しない。

| 年度                       | 令和6年度<br>決算 | 令和7年度<br>予算 | 令和8年度<br>推計 | 令和9年度<br>推計 | 令和10年度<br>推計 | 令和11年度<br>推計 | 令和12年度<br>推計 |
|--------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 被保険者数<br>【A】             | 89,700人     | 85,863人     | 82,391人     | 80,132人     | 77,822人      | 75,458人      | 73,043人      |
| 標準保険料額<br>【B】            | 130,796円    | 133,056円    | 136,595円    | 140,228円    | 143,958円     | 147,787円     | 151,718円     |
| 引き上げ前保険料額<br>【C】         |             | 116,197円    | 116,197円    | 125,451円    | 134,705円     | 143,958円     | 147,787円     |
| 引き上げ額<br>【D】             | 7,500円      | 0円          | 9,254円      | 9,254円      | 9,253円       | 3,829円       | 3,931円       |
| 引き上げ後保険料額<br>【E = C + D】 | 111,664円    | 116,197円    | 125,451円    | 134,705円    | 143,958円     | 147,787円     | 151,718円     |
| 乖離額<br>【F = B - E】       | 19,132円     | 16,859円     | 11,144円     | 5,523円      |              |              |              |
| 不足額<br>【G = A × F】       | 2,246,689千円 | 1,359,751千円 | 918,165千円   | 442,569千円   |              |              |              |

- 被保険者数【A】 …令和6年度は確定値。令和7年度は当初予算見込み。令和8年度以降は推計値。
- 標準保険料額【B】 …令和6年度・令和7年度は確定値。令和8年度以降は推計値。
- 引き上げ前保険料額【C】 …令和7年度以降は、令和7年6月末時点の当初賦課における調定額を基礎として算出。
- 乖離額【F】 …引き上げ後保険料額【E】が、標準保険料額【B】に満たない分。
- 不足額【G】 …令和6年度・令和7年度は、【A × F】ではなく(国保)財政調整基金繰入金の数値。



## (参考) 考えられる今後の改定パターン

**パターン1** 標準保険料率に達するまで、少しずつ応能割率・応益割額を引き上げていく。

- メリット : 所得に応じる部分だけでなく、全ての被保険者が保険料負担をしていくこととなる。
- デメリット: 所得が低い世帯には、所得に応じる部分も保険料負担が増える可能性がある。

**パターン2** 当面の間、応益割額を引き上げ、標準保険料率に達した後、応能割率を引き上げていく。

- メリット : 当面の間、全ての被保険者に係る部分の保険料負担が等しく増える。  
※所得が低い世帯には応益割額について、軽減（7割・5割・2割）措置あり
- デメリット: 当面の間、所得に応じる部分は据え置きとなるため、所得が高い世帯の保険料負担は、所得が低い世帯と同様に、応益割額に応じる部分だけが増額となる。

**パターン3** 当面の間、応能割率を引き上げ、標準保険料率に達した後、応益割額を引き上げる。

- メリット : 当面の間、所得に応じた保険料負担が増えることとなるため、所得が低い世帯に配慮した保険料となる。
- デメリット: 当面の間、所得が高い世帯にとっては、保険料負担がより重く感じる可能性がある。

注) 応能割率: 所得割率  
応益割額: 均等割額・平等割額

## (参考) モデルケース別試算(1)

世帯主45歳:給与収入500万円、  
配偶者45歳:給与収入80万円、子2人(10歳・8歳)

上記モデルケースにおける令和8年度保険料は以下のとおり。

**現状(令和7年度):55,720円/期**

### パターン1 応能割率・応益割額を引き上げていく場合

■隔年:64,510円/期 (+8,790円/期)

■毎年:61,580円/期 (+5,860円/期)

### パターン2 応益割額を引き上げる場合

■隔年:67,520円/期 (+11,800円/期)

■毎年:63,590円/期 (+7,870円/期)

### パターン3 応能割率を引き上げる場合

■隔年:62,570円/期 (+6,850円/期)

■毎年:60,290円/期 (+4,570円/期)

## (参考) モデルケース別試算(2) 世帯主70歳:所得なし(7割軽減)

上記モデルケースにおける令和8年度保険料は以下のとおり。

現状(令和7年度):1,530円/期

### パターン1 応能割率・応益割額を引き上げていく場合

■隔年:1,840円/期 (+310円/期)

■毎年:1,740円/期 (+210円/期)

### パターン2 応益割額を引き上げる場合

■隔年:2,300円/期 (+770円/期)

■毎年:2,040円/期 (+510円/期)

### パターン3 応能割率を引き上げる場合

■隔年:1,530円/期 (±0円/期)

■毎年:1,530円/期 (±0円/期)

## (参考) モデルケース別試算(3) 世帯主60歳:給与収入900万円

上記モデルケースにおける令和8年度保険料は以下のとおり。

**現状(令和7年度):86,370円/期**

### パターン1 応能割率・応益割額を引き上げていく場合

■隔年:96,120円/期 (+9,750円/期)

■毎年:92,870円/期 (+6,500円/期)

### パターン2 応益割額を引き上げる場合

■隔年:89,720円/期 (+3,350円/期)

■毎年:88,610円/期 (+2,240円/期)

### パターン3 応能割率を引き上げる場合

■隔年:100,870円/期 (+14,500円/期)

■毎年:96,040円/期 (+9,670円/期)

## 第8 今後のスケジュールについて

- 令和7年 8月 4日（月）： 諮問（第2回運営協議会）
- 9月定例会： 補正予算可決（第3回運営協議会委員報酬等）
- 11月11日（火）： 協議（第3回運営協議会）
- 令和8年 1月中旬： 県から納付金・標準保険料率（予定）
- 1月27日（火）： 答申（第4回運営協議会）
- 3月定例会： 予算(案)・松戸市国民健康保険条例(案)審議
- 3月末まで： 松戸市国民健康保険料改定指針策定